

○農林水産省令第七号

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第三条第三項及び第六項、第五条第一項、第二項第六号、第三項第三号、第四項第一号から第三号まで及び第十項（同法第六条第四項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第七条第三項第三号並びに第二十三条の規定に基づき、並びに同法及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成二十三年政令第十五号）を実施するため、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年二月二十八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則

（農林水産物等を新商品の原材料として利用するために必要な行為）

第一条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第三項の農林水産省令で定める行為は、同条第二項に規定する農林水産物等（同項の農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られたものに限る。）を新商品の原材料として利用するために必要な圧縮、運搬、乾燥、こん包、収集、切断、脱水、破碎、粉碎、分別及び保管とする。

（産地連携野菜供給契約）

第二条 法第三条第六項の指定野菜の供給に係る契約は、書面により行い、当該契約書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該契約の対象となる指定野菜の種別
- 二 前号の種別に属する指定野菜の農業者又は農業者の組織する団体ごとの供給の期間
- 三 前号の期間内に農業者又は農業者の組織する団体が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者に供給しようとする指定野菜（次号及び第五号において「対象野菜」という。）の数量

四 対象野菜の価格に関する事項

五 対象野菜の数量に不足が生じた場合におけるこれと同一の種別に属する指定野菜の供給に関する事項

六 その他必要な事項

(総合化事業計画の認定の申請)

第三条 法第五条第一項の規定により総合化事業計画の認定を受けようとする農林漁業者等は、別記様式第

一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該農林漁業者等（個人である場合を除く。）の定款又はこれに代わる書面

二 当該農林漁業者等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三 当該総合化事業計画に法第五条第三項各号に掲げる事項を記載する場合には、同項の施設の規模及び構造を明らかにした図面

四 当該総合化事業計画に法第五条第四項各号に掲げる措置に関する計画を含める場合には、次に掲げる

書類

イ 当該農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等を含む。）に係る法第五条第四項各号に掲げる措置を行う同項に規定する者（以下この号及び次号において「促進事業者」という。）が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面

ロ 促進事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五 当該総合化事業計画に法第五条第七項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる書類

イ 次に掲げる者が法人である場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が当該農林漁業者等又は促進事業者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）

(1) 当該事項に係る農地を農地以外のものにする者

(2) 当該事項に係る農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地に

ついて所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者並びにその者のためにこれらの権利を設定し、又は移転しようとする者

ロ 当該事項に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書

ハ 当該事項に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

ニ 総合化事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面

ホ 当該事項に係る農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面

ヘ 当該事項に係る農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）

ト その他参考となるべき書類

六 当該総合化事業計画に法第五条第八項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる書類

イ 当該事項に係る開発行為を行う場合には、次に掲げる書類

(1) 当該開発行為をする土地の区域（以下この号において「開発区域」という。）の位置を表示した

地形図

- (2) 地形、開発区域の境界並びに開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示した現況図
 - (3) 開発区域の境界、公共施設の位置及びおおむねの形状並びに当該開発行為に係る建築物の敷地の
おおむねの形状を表示した土地利用計画概要図
 - (4) その他参考となるべき書類
- ロ 当該事項に係る建築行為等を行う場合には、次に掲げる書類
- (1) 方位、当該建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示した付近
見取図
 - (2) 当該建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示した敷地現況図
 - (3) その他参考となるべき書類
- 七 当該総合化事業計画に法第五条第十項に規定する産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事
業を記載する場合には、次に掲げる書類
- イ 当該産地連携野菜供給契約の契約書の写し

ロ 当該産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計が第九条に定める面積に達していることを証する書面

(法第五条第二項第六号の総合化事業計画の記載事項)

第四条 法第五条第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、総合化事業計画に同条第十項に規定する産地連携野菜供給契約に基づく指定野菜の供給の事業を記載する場合には、当該指定野菜の種類ごとの作付面積とする。

(総合化事業の用に供する施設の整備に関して総合化事業計画に記載すべき事項)

第五条 法第五条第三項第三号の農林水産省令で定める事項は、総合化事業計画に同条第七項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項とする。

一 当該事項に係る農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項

イ 当該事項に係る土地の利用状況及び普通収穫高

ロ 転用の時期

ハ 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

- 二 その他参考となるべき事項
- 二 当該事項に係る農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項
- イ 権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 当該土地の所有者の氏名又は名称
- ハ 当該土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称
- ニ 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
- ホ 当該事項に係る土地の利用状況及び普通収穫高
- ヘ 転用の時期
- ト 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要
- チ その他参考となるべき事項

(農業改良措置を支援するための措置)

第六条 法第五条第四項第一号の農林漁業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置は、次に掲げるものとする。

一 農業経営に必要な施設の設置

二 当該農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合にあつては、その構成員等のうち、総合化事業を行う者を含む。次号において同じ。）の生産（法第三条第三項に規定する生産をいう。同号において同じ。）に係る農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。同号において同じ。）又はその加工品を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれる加工の用に供する施設の改良、造成又は取得（以下「改良等」という。）

三 当該農林漁業者等の生産に係る農畜産物又はその加工品を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等

(林業・木材産業改善措置を支援するための措置)

第七条 法第五条第四項第二号の農林漁業者等が実施する林業・木材産業改善措置を支援するための措置は

、次に掲げるものとする。

一 林業経営に必要な施設の設置又は立木の取得

二 当該農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合にあつては、その構成員等のうち、総合化事業を行う者を含む。次号において同じ。）の生産（法第三条第三項に規定する生産をいう。同号において同じ。）に係る林産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。同号において同じ。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれる加工の用に供する施設の改良等

三 当該農林漁業者等の生産に係る林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等

（近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入を支援するための措置）

第八条 法第五条第四項第三号の農林漁業者等が実施する近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）

を支援するための措置は、次に掲げるものとする。

- 一 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）の設置
- 二 動力式釣り機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置
- 三 前二号に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置
- 四 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置
- 五 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第三条第一項の沿岸漁業従事者等（次号及び第七号において「沿岸漁業従事者等」という。）が農林水産大臣が定める基準に基づき農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下この号において「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術の導入を支援するために行われる沿岸漁業経営に必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置
- 六 沿岸漁業従事者等が水産資源の管理に関する取決めを締結して農林水産大臣が定める基準に基づき水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物

の合理的な加工方式の導入を含む。以下この号において同じ。）を行う場合において、当該漁業生産方式の導入を支援するために行われる沿岸漁業経営に必要な機器等の購入又は設置

七 沿岸漁業従事者等が漁場の保全に関する取決めを締結して農林水産大臣が定める基準に基づき養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行う場合において、当該漁業生産方式の導入を支援するために行われる沿岸漁業経営に必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置

（指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計面積）

第九条 法第五条第十項（法第六条第四項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める面積は、次の表の上欄に掲げる指定野菜の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定野菜の種類	面積
キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう及びレタス	十五ヘクタール
きゅうり、トマト、なす及びピーマン	五ヘクタール

(総合化事業計画の変更の認定の申請)

第十条 法第六条第一項の規定により総合化事業計画の変更の認定を受けようとする法第五条第一項の認定を受けた農林漁業者等は、別記様式第二号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 当該総合化事業計画に従って行われる総合化事業の実施状況を記載した書類

二 第三条第二項各号に掲げる書類

(総合化事業計画の軽微な変更)

第十一条 法第六条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の変更

二 総合化事業の実施期間の六月以内の変更

三 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの

四 前三号に掲げるもののほか、地域の名称の変更その他の総合化事業計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

(研究開発・成果利用事業の用に供する施設の整備に関して研究開発・成果利用事業計画に記載すべき事項)

第十二条 法第七条第三項第三号の農林水産省令で定める事項は、研究開発・成果利用事業計画に同条第五項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項とする。

一 当該事項に係る農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項

イ 当該事項に係る土地の利用状況及び普通収穫高

ロ 転用の時期

ハ 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

ニ その他参考となるべき事項

二 当該事項に係る農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、次に掲げる事項

イ 権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ 当該土地の所有者の氏名又は名称

ハ 当該土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

ニ 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

ホ 当該事項に係る土地の利用状況及び普通収穫高

ヘ 転用の時期

ト 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要

チ その他参考となるべき事項

（出願料軽減申請書の様式）

第十三条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第五条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第三号により作成しなければならない。

（登録料軽減申請書の様式）

第十四条 令第六条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第四号により作成しなければならない。

（出願料軽減申請書等の添付書面の省略）

第十五条 令第五条第一項又は第六条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第五条第一項に規定する申請に係る出願品種が認定研究開発・成果利用事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面又は令第六条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定研究開発・成果利用事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

(確認書の交付)

第十六条 農林水産大臣は、出願料軽減申請書等及びこれに添付すべき書面の提出があつた場合において、申請人が法第十七条第一項又は第二項に規定する認定研究開発・成果利用事業者であることを確認したときは、その申請人に確認書を交付するものとする。

(権限の委任)

第十七条 法第五条第一項及び同条第五項から第十項まで（これらの規定を法第六条第四項において準用する場合を含む。）、第六条第一項から第三項まで並びに第二十一条第一項の規定による農林水産大臣の権限は、法第五条第一項の規定により総合化事業計画の認定を受けようとする農林漁業者等（共同して認定を受けようとする場合にあつては、当該農林漁業者等の代表者）又は同項の認定を受けた農林漁業者等（共同して認定を受けた場合にあつては、当該農林漁業者等の代表者）の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務局長を含む。）に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十三年三月一日）から施行する。

(農地法施行規則の一部改正)

第二条 農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第五号、第十一条第一項第六号ト、第五十八条第二項第四号及び第五十九条第九号中「第四号」を「第五号」に改める。

(種苗法施行規則の一部改正)

第三条 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

七 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第十七条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する

る法律施行規則（平成二十三年農林水産省令第七号）第十六条の確認書の番号

第十九条に次の一項を加える。

5 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十七条第二項の規定の適用を受けようとするときは、第二項の品種登録料納付書にその旨及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則第十六条の確認書の番号を記載しなければならない。

（農林水産省組織規則の一部改正）

第四条 農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条中第三十一号を第三十二号とし、第七号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する

法律（平成二十二年法律第六十七号）の施行に関すること。

第九百九十三条の三中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の施行に関すること。

第二百九十四条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の施行に関すること。

第二百九十五条中「第二百九十四条第四号及び第五号」を「第二百九十四条第五号及び第六号」に改める。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

総合化事業計画に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣名 殿

申請者

住 所

氏 名

印

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、総合化事業を行う全ての農林漁業者等（認定を受けようとする農林漁業者等の構成員等及び促進事業者を除く。）を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(別紙)

総合化事業計画

1 事業名

2 申請者等の概要

申請者（代表者）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①：	⑤：
②：	⑥：
③：	⑦：
④：電話番号：	⑧：
FAX番号：	
担当者名：	
共同申請者（共同して申請する者がいる場合に記載）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①：	⑤：
②：	⑥：
③：	⑦：
④：電話番号：	⑧：
FAX番号：	
担当者名：	
促進事業者（促進事業者がいる場合に記載）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③法人の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①：	⑤：
②：	⑥：
③：	⑦：
④：電話番号：	⑧：
FAX番号：	
担当者名：	

(備考)

- 1 共同申請者又は促進事業者が2者以上存在する場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 農林漁業経営の現状

4 総合化事業の目標

(1) 総合化事業全体の目標

(2) 農林漁業経営の改善の目標

① 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高

現状（ 年 月期）

農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売上高(円) [販売数量()×単価(円/)]
		[×]
		[×]
ア：売上高計		

目標（ 年 月期）

農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売上高(円) [販売数量()×単価(円/)]
		[×]
		[×]
イ：売上高計		

(注) 販売数量の単位については、農林水産物等又は新商品に応じた適切な単位を使用すること。

→ [売上高の増加率] _____ % (= (イ÷ア) ×100)

② 農林漁業及び関連事業の所得

現状（ 年 月期）

(単位：円)

ウ：農林漁業及び関連事業の売上高	
エ：経営費	
オ：所得（ウ－エ）	

目標（ 年 月期）

(単位：円)

カ：農林漁業及び関連事業の売上高	
キ：経営費	
ク：所得（カ－キ）	

→ [所得の増加率] _____ % (= (ク÷オ) ×100)

(注) ②については、申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

5 総合化事業の内容

(1) 実施内容

- ① 新商品の開発、生産又は需要の開拓の取組
- ② 新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善の取組
- ③ ①又は②の取組を行うために必要な生産の方式の改善の取組

(2) 実施計画

- ① 実施体制
- ② 総合化事業の用に供する施設の整備の内容（別表1）
- ③ 特例措置（別表2）
- ④ 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（別表3）

6 総合化事業の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

(備考)

1 このほか、以下の書類を添付すること。

- (1) 認定を受けようとする農林漁業者等（個人の場合を除く。）の定款又はこれに代わる書面
- (2) 認定を受けようとする農林漁業者等の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）

2 促進事業者の行う法第5条第4項各号に掲げる措置に関する計画を含める場合には、以下の書類も添付すること。

- (1) 促進事業者が法人の場合には、その定款又はこれに代わる書面
- (2) 促進事業者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）

(別表 1)

総合化事業の用に供する施設の整備の内容

(注) 総合化事業の用に供する施設を整備する場合に記載すること。

(農業改良資金融通法等、農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、都市計画法の特例措置を必要とする場合には必ず記載すること。)

1 施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類	規模・用途等	施設の用に供する 土地の所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	
①								
②								
③								

2 施設を整備する者の概要

番号	
①	氏名：
	住所：
②	氏名：
	住所：
③	氏名：
	住所：

(注) 1 「新設等」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

2 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

3 「施設の用に供する土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域のいずれに含まれているかを記載すること。

さらに、当該土地が市街化調整区域にある場合には、以下の事項を記載すること。

A 施設に係る開発行為又は建築行為等が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、該当記号「A」並びに同法第29条第1項及び第2項並びに第43条第1項の該当号

B 開発行為が開発許可を要するものであるときは、該当記号「B」及び同法第34条の該当号

C 建築行為等が建築許可を要するものであるときは、該当記号「C」及び建築物が都市計画法施行令第36条第1項第3号イからホまでのいずれの建築物に該当するか

D 施設の整備が開発行為及び建築行為等のいずれも伴わないものであるときは、該当記号「D」及びその理由

また、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合には、集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

4 「1 施設の整備の内容」と「2 施設を整備する者の概要」はそれぞれの「番号」が対応するように記載すること。

5 申請者が法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

施設の規模及び構造を明らかにした図面

(都市計画法の特例措置を必要とする場合には、施設の売場面積、床面積及び敷地面積が分かる図面であること。)

(別表 2 - 1)

農業改良資金融通法等の特例措置

(注) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法又は沿岸漁業改善資金助成法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(農林漁業者等が農業改良資金等を借り受ける場合)

- 1 特例を受ける農林漁業者等の氏名
- 2 特例を受ける農林漁業者等の生産の現況
- 3 農業改良措置等の概要
- 4 総合化事業と農業改良措置等の関係

5 導入する機械・施設等

実施時期	機械・施設等名	規模・能力等	数量	購入予定 価格(千円)	新設・更新
①					
②					
			合 計		

(促進事業者が農業改良資金等を借り受ける場合)

- 1 特例を受ける促進事業者の氏名
- 2 支援措置を受ける農林漁業者等の氏名
- 3 支援措置を受ける農林漁業者等の生産の現況
- 4 支援措置の概要
- 5 総合化事業と支援措置の関係

6 導入する機械・施設等

実施時期	機械・施設等名	規模・能力等	数量	購入予定 価格(千円)	新設・更新
①					
②					
			合 計		

- (注) 1 農林漁業者等又は促進事業者ごとに記載すること。
2 農林漁業者等が法人その他の団体の場合又は促進事業者が法人の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
3 導入する機械・施設等が複数ある場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
4 「規模・能力等」の単位については、該当する機械・施設等に応じた適切な単位を使用すること。
5 総合化事業計画の認定によって、農業改良資金等の融資が決定するわけではなく、別途貸付資格の認定及び融資審査が行われる。

(別表 2 - 2 - ①)

農地法の特例措置（法第12条第 1 項関係）

(注) 農地法の特例措置（農地を農地以外のものにする場合）を必要とする場合に記載すること。

1 農地を転用する者の氏名及び住所	氏 名		住 所		
2 施設の種類					
3 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10 a 当たり 普通収穫高	耕作者の氏名
	計 筆 m ² (田 m ² 、畑 m ²)				
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
6 その他参考となるべき事項					

- (注) 1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、別表 1 及びその添付書類と整合性を図ること。
 3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
 4 「利用状況」には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が申請者又は促進事業者の場合にあつては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 総合化事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表 3 と整合性を図ること。）
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から 30 日を経過してもその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(別表 2 - 2 - ②)

農地法の特例措置（法第12条第2項関係）

(注) 農地法の特例措置（農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合）を必要とする場合に記載すること。

1 当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏 名		住 所	
	譲 受 人	印			
	譲 渡 人	印			
2 施設の種類の					
3 土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	権利者の氏名
4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	
5 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10 a 当たり普通収穫高	
	計 筆	m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)
6 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類の	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小 計				
	工作物				
	小 計				
計					
7 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要					
8 その他参考となるべき事項					

- (注) 1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、別表 1 及びその添付書類と整合性を図ること。
 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
 4 譲渡人が 2 者以上存在する場合には、1、3 及び 5 の欄には「別紙記載のとおり」と記載し、次の別紙 1 及び別紙 2 により記載することができるものとする。
 5 「利用状況」には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載すること。
 6 「10a 当たり普通収穫高」には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当事者が法人の場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が申請者又は促進事業者の場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 総合化事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表3と整合性を図ること。）
- (5) 農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(別紙1) 別表2-2-②の1の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏名	住所
譲受人	印	
譲渡人	印	

(別紙2) 別表2-2-②の3及び5の欄（土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等）

土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		利用状況	10a 当たり普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計	筆	m ² (田	m ² 畑	m ² 採草放牧地		m ²)

(注) 本表は、(別紙1) の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

(別表 2 - 3)

都市計画法の特例措置

(注) 都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

- 1 農林水産物等の販売施設における農林水産物等及びその加工品の年間売上高又は年間販売数量 (a) のうちに、
- (1) 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品の年間売上高又は年間販売数量 (b)
- (2) (1) の加工品以外の農林水産物等の加工品の年間売上高又は年間販売数量 (c) の占める割合 (d 又は e)

(注) ①又は②のいずれかの表を選択し、記載すること。

① 年間売上高 (単位：千円)

	1年後 (年月期)	2年後 (年月期)	3年後 (年月期)	4年後 (年月期)	5年後 (年月期)
a 販売施設における年間売上高					
b 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品の年間売上高					
c bの加工品以外の農林水産物等の加工品の年間売上高					
d $b \div a \times 100(\%)$					
e $c \div a \times 100(\%)$					

② 年間販売数量 (単位：kg)

	1年後 (年月期)	2年後 (年月期)	3年後 (年月期)	4年後 (年月期)	5年後 (年月期)
a 販売施設における年間販売数量					
b 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品の年間販売数量					
c bの加工品以外の農林水産物等の加工品の年間販売数量					
d $b \div a \times 100(\%)$					
e $c \div a \times 100(\%)$					

2 農林水産物等の販売施設における農林水産物等の年間売上高又は年間販売数量のうちに、当該施設の用に供する土地を含む市街化調整区域（当該土地が所在する市町村（特別区を含む。）の区域及び同一都道府県内の当該市町村に隣接する市町村の区域に限る。）における生産に係る農林水産物等の年間売上高又は年間販売数量の占める割合

（注）①又は②のいずれかの表を選択し、記載すること。

① 年間売上高 (単位：千円)

	1年後 (年月期)	2年後 (年月期)	3年後 (年月期)	4年後 (年月期)	5年後 (年月期)
a 販売施設における年間売上高					
b 市街化調整区域における生産に係る農林水産物等の年間売上高					
c $b \div a \times 100(\%)$					

② 年間販売数量 (単位：kg)

	1年後 (年月期)	2年後 (年月期)	3年後 (年月期)	4年後 (年月期)	5年後 (年月期)
a 販売施設における年間販売数量					
b 市街化調整区域における生産に係る農林水産物等の年間販売数量					
c $b \div a \times 100(\%)$					

3 施設の規模

(単位：㎡)

売場面積	床面積	敷地面積

(注) 1 記載に当たっては、別表1及びその添付資料と整合性を図ること。
2 記載事項の根拠となる資料として別紙を提出すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 開発行為を行う場合には、

- ① 開発区域（開発行為をする土地の区域）の位置を表示した地形図
- ② 現況図（a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの）
- ③ 土地利用計画概要図（a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの）
- ④ その他参考となるべき書類

(2) 建築行為等を行う場合には、

- ① 付近見取図（方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの）
- ② 敷地現況図（建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの）
- ③ その他参考となるべき書類

農林水産物等の販売施設において取り扱う農林水産物等及びその加工品

(単位：円又はkg)

販売者の 氏名・名称	生産者	販売品目		農林水産物等・加工品の 年間売上高又は年間販売数量		市街化調整区域における生産に係る 農林水産物等の年間売上高又は年間販売数量		
		農林水産物等	加工品	農林水産物等	自らの生 産に係る 加工品 (※)	左記以外の 農林水産物 等の加工品	市街化調整区域における 生産に係る農林水産物等	
合計								

※自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品

(注) 1 「生産者」には、販売者と生産者が異なる場合に、当該生産者の氏名又は名称を記載すること。

2 「生産地の所在」には、農林水産物等の生産地の所在を記載するとともに、市街化調整区域であるか否かを記載すること。

(別表 2 - 4)

野菜生産出荷安定法の特例措置

(注) 野菜生産出荷安定法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

農業者又は 農業者の組織する団体	指定野菜の種別	作付面積 (ha)	契約に係る供給の期間
		合計	

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 産地連携野菜供給契約の契約書の写し

なお、契約書には、以下の全ての事項が定められていること。

- ① 契約の対象となる指定野菜の種別
- ② 農業者又は農業者の組織する団体ごとの①の指定野菜の供給の期間
- ③ 実需者に供給しようとする指定野菜の数量及び価格に関する事項
- ④ ③の指定野菜の数量に不足が生じた場合におけるこれと同一の種別に属する指定野菜の供給に関する事項
- ⑤ その他必要な事項

(2) 産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計が、

- ① キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう及びレタスにあっては15ヘクタール
- ② きゅうり、トマト、なす及びピーマンにあっては5ヘクタールに達していることを証する書面

(別表 3)

総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)	4年後 (年 月期)	5年後 (年 月期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (①+②)					
自己資金					
借入金					
うち 農業改良資金等					
----- その他					
補助金等					
その他					

(注) 1 「農業改良資金等」とは、「農業改良資金」「林業・木材産業改善資金」「沿岸漁業改善資金」を指す。

2 申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 借入金・補助金等については、計画申請時点における予定を記載すること。

別記様式第2号（第10条関係）

総合化事業計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣名 殿

申請者

住 所

氏 名

印

年 月 日付けで認定を受けた総合化事業計画「(事業名)」について、下記のとおり変更したいので、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

(備考)

- 1 「申請者」には、総合化事業を行う全ての農林漁業者等（認定を受けようとする農林漁業者等の構成員等及び促進事業者を除く。）を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式第3号（第13条関係）

出願料軽減申請書

年 月 日

農林水産大臣名 殿

申請人（品種登録出願者）

住所又は居所

氏名又は名称

印

法人の場合には代表者氏名：

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第17条第1項の規定による出願料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請に係る出願品種

農林水産植物の種類：

出願品種の名称：

2 法第17条第1項第1号に掲げる者又は同項第2号に掲げる者の別

申請人は、

法第17条第1項第1号に掲げる者

法第17条第1項第2号に掲げる者

3 認定研究開発・成果利用事業計画の事業名及び認定年月日

事業名：

認定年月日：

4 添付書面の目録

認定研究開発・成果利用事業の成果に係るものであることを証する書面

職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）

使用者等が品種登録出願をすることが定められた契約、勤務規則その他の定め
の写し（該当する場合）

（備考）

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

3 4の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。

別記様式第4号（第14条関係）

登録料軽減申請書

年 月 日

農林水産大臣名 殿

申請人（品種登録出願者）

住所又は居所

氏名又は名称

印

法人の場合には代表者氏名：

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「法」という。）第17条第2項の規定による登録料の軽減を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請に係る登録品種の品種登録の番号：
- 2 法第17条第2項第1号に掲げる者又は同項第2号に掲げる者の別申請人は、
 - 法第17条第2項第1号に掲げる者
 - 法第17条第2項第2号に掲げる者
- 3 認定研究開発・成果利用事業計画の事業名及び認定年月日
事業名：
認定年月日：
- 4 登録料の納付年分：
- 5 添付書面の目録
 - 認定研究開発・成果利用事業の成果に係るものであることを証する書面
 - 職務育成品種であることを証する書面（該当する場合）
 - 使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の名義を使用者等に変更することが定められた契約、勤務規則その他の定めの写真（該当する場合）

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 5の添付書面については、他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において提出している場合には、省略することができる。